

平 29.10.16  
総 1 2 - 3

# 説 明 資 料

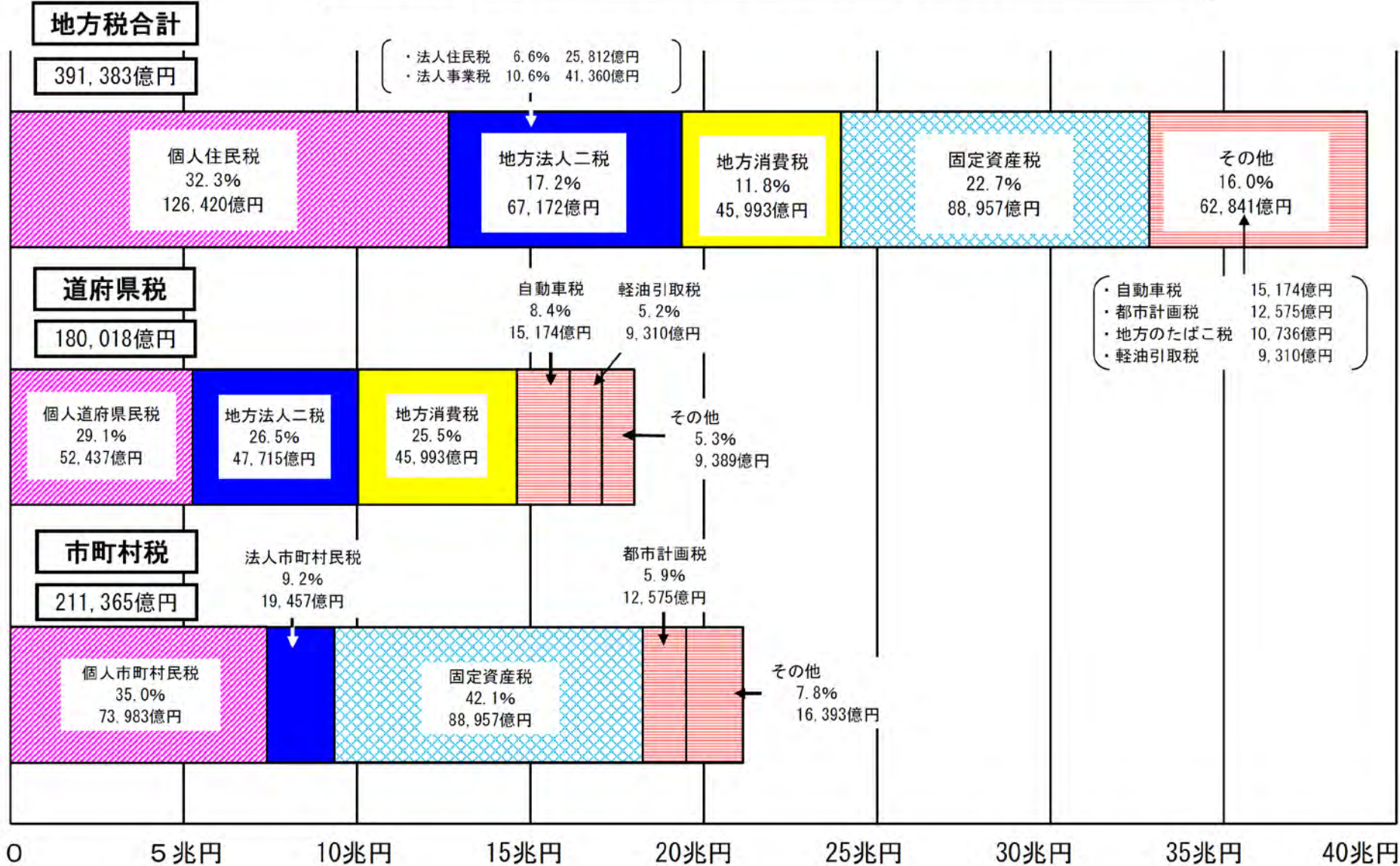
〔地方税務手続の電子化等について〕

平成 29 年 10 月 16 日(月)

総 務 省



# 地方税の主な税目と税収(平成29年度地方財政計画額)



(注) 1 各税目の%は、地方税・道府県税・市町村税それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。

2 数値は、超過課税及び法定外税等を含まない。

3 このほか、法人事業税(道府県税)が暫定措置として譲与税化されている地方法人特別譲与税(19,887億円)がある。

# 規制改革推進に関する第1次答申(平成29年5月23日 規制改革推進会議) (電子申告・電子納税関係部分)

## II 行政手続コストの削減に向けて

### 3. 今後の取組

(前略)各府省は、行政手続簡素化の3原則(「行政手続の電子化の徹底」、「同じ情報は一度だけの原則」、「書式・様式の統一」)を踏まえ、行政手続コストを2020年までに20%削減すること等を内容とする行政手続部会取りまとめに沿って、積極的かつ着実に行政手続コストの削減に向けた取組を進める。

## 規制改革会議行政手続部会取りまとめ (平成29年3月29日 規制改革推進会議行政手続部会)[抄]

### 2. 重点分野

#### 【取組の内容】

重点分野は以下の9分野とする。

- |                        |              |
|------------------------|--------------|
| ①営業の許可・認可に係る手続         | (各省庁に共通する手続) |
| ②社会保険に関する手続            | (個別分野の手続)    |
| ③国税                    | (個別分野の手続)    |
| ④地方税                   | (個別分野の手続)    |
| ⑤補助金の手続                | (各省庁に共通する手続) |
| ⑥調査・統計に対する協力           | (各省庁に共通する手続) |
| ⑦従業員の労務管理に関する手続        | (個別分野の手続)    |
| ⑧商業登記等                 | (個別分野の手続)    |
| ⑨従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行 | (個別分野の手続)    |

なお、「従業員の納税に係る事務」については、規制改革推進会議(投資等ワーキンググループ)において、社会全体の行政手続コストの削減に向けた検討を別途行う。また、「行政への入札・契約に関する手続」については、行政手続部会において、別途検討を行う。

### 3. 削減目標

#### (3)取組期間

#### 【取組の内容】

取組期間は、3年とする(平成31年度まで)。ただし、事項によっては5年まで許容する(平成33年度まで)。

#### (4)削減目標

#### 【取組の内容】

削減目標は、削減率20%とする。

(注2)「地方税」については、「国税」と類似の事情を踏まえ、削減目標とは別途の数値目標等を定める。取組に当たっては、地方公共団体の理解・協力を得ながら進める。

1. 国税の数値目標も踏まえ、次の数値目標を設定する。

- ① 電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告(eLTAX)の利用率100%。
- ② 中小法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告(eLTAX)の利用率70%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告(eLTAX)の利用率100%。

2. 手続の電子化、簡素化等により、事業者の負担感減少に向けた取組を進める。

- ① 電子納税の推進
- ② eLTAXの使い勝手の大幅改善(利用満足度に係るアンケートを実施し、取り組む)
- ③ 国税との情報連携の徹底(法人設立届出書等の電子的提出の一元化、電子申告における共通入力事務の重複排除等)

# 1. 電子申告・電子納税の推進

2. 国税・地方税のデータ連携の推進

3. マイナンバーの利活用

# 地方税の電子申告・電子納税を巡る状況

## 電子申告

- ・ 全ての地方団体に対して、法人関係税等の電子申告が可能
- ・ 電子申告利用率 60.9%  
(H28年度・法人道府県民税)

## 電子納税

- ・ 個人向けの収納手段は、電子納税含め多様化。
- ・ 法人向けの電子納税に対応しているのは、22団体(12都県・10市町)

企業が行う電子申告による申告件数(下段は利用率)

	平成23年度	平成28年度
法人道府県民税・法人事業税	148万件 (39.6%)	245万件 (60.9%)
法人市町村民税	123万件 (31.7%)	261万件 (62.0%)
個人住民税 (給与支払報告書)	682万件 (9.0%)	3,125万件 (38.0%)
固定資産税 (償却資産)	30万件 (9.3%)	93万件 (26.7%)
事業所税	1万件 (4.2%)	2万件 (13.1%)

地方税における各収納手段の導入・利用状況  
(都道府県、市区町村計)

(上段は対応団体数、下段は利用件数)

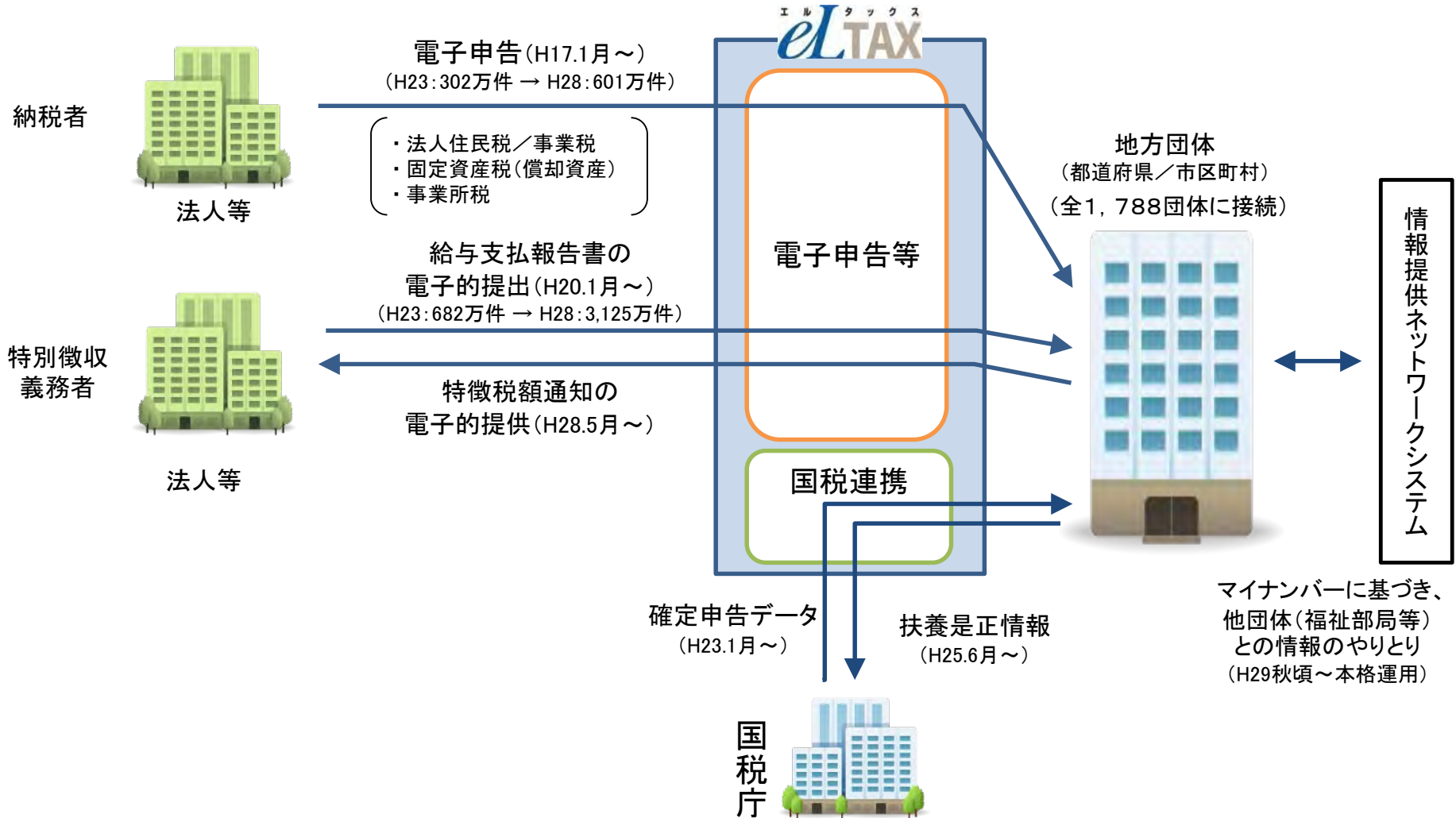
		平成24年度	平成28年度	
口座振替		1,779団体 1億2,627万件	1,783団体 1億3,388万件	個人向け中心
コンビニ収納		876団体 6,477万件	1,174団体 9,655万件	
クレジットカード納付		67団体 30万件	192団体 170万件	
電子納税(ペイジー)	eLTAX非連動型	56団体 703万件	81団体 999万件	
	eLTAX連動型	13団体 1万件	22団体 3万件	

※平成28年度の数値については精査中であり、今後変わることがある。



# eLTAX(エルタックス)の概要

○ eLTAXは、地方団体が共同で設置・運営している地方税の電子申告及び国税連携のためのシステム。



## 地方税の電子的送信手続(概要)

	送信者	送信先	送信内容	送信時期
法人住民税 法人事業税	法人	都道府県、市町村 (事務所等所在地) ※法人事業税は都道府県のみ	税額及び課税標準額の申告	事業年度終了の日から原則 として2か月以内
固定資産税 (償却資産)	法人 個人事業主	市町村(資産所在地)	課税標準(償却資産の価格) の決定に必要な事項(取得 価額、数量等)の申告	1月31日まで
個人住民税 (給与)	給与の支払者 (法人、個人事業主)	市区町村(従業員の住所地)	課税に必要な給与支払 情報(前年中の給与所得の 金額等)の報告 ※内容は源泉徴収票と同様	1月31日まで
	市区町村 (従業員の住所地)	給与の支払者 (法人、個人事業主)	給与所得に係る特別徴収税 額の通知	5月31日まで

※ その他の主な地方税(自動車税、固定資産税(土地・家屋)、個人住民税(普通徴収))においては、納税者等から地方団体への特段の申告等を要せずに課税が行われるものが多い。



# ICT化の進展に対応した主な施策(地方税)

平成29年9月26日  
政府税制調査会  
総務省資料

年度	法人申告	給与支払報告書 公的年金等支払報告書	公的年金からの 個人住民税の特別徴収	国税連携	個人住民税の 特別徴収税額通知	その他
H16	● 法人住民税、法人事業税、固定資産税(償却資産)の申告開始					● 地方税関係書類のスキヤナ保存制度の創設(取引の相手方から受け取った書類の電子保存を可能とする)(H17) ● 自動車保有関係手続のワンストップサービスの運用開始(H17)
H19	● 事業所税の申告開始 ● 法人設立届等の提出開始	● 給与支払報告書・公的年金等支払報告書の申告開始				
H21			● 公的年金の特別徴収データの連携開始			● スキヤナ保存制度の対象拡大・要件の見直し(3万円以上の領収書等を対象に追加等)(H27)
H22				● 所得税確定申告書の連携開始		
H25		● 一定規模以上の事業者に対し給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子的提出を義務化		● 法定調書の連携開始 ● 扶養是正情報の連携開始		
H28		● 源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出を一元化			● 特別徴収税額通知(特徴義務者用)の電子化	
H29				● 源泉徴収義務者情報の連携開始		
	↓	↓	↓	↓	↓	

## 地方税の電子申請・電子申告に関する利便性向上について

納税者の利便性向上のため、「行政手続コスト」削減のための基本計画（地方税分野、平成29年6月30日公表）に沿って、以下のような取組を検討している。

### ○ 複数地方団体への法人設立届出書等の電子的提出の一元化【平成31年9月実施予定】

複数地方団体へ同一内容の法人設立届出書等を電子的に提出する際に、電子的提出の一元化を可能とする。また、その提出の際に必要な各地方団体への電子署名について、一括付与を可能とする。

### ○ 地方団体間の地方法人二税の共通入力事務の重複排除【平成31年9月実施予定】

複数地方団体へ地方法人二税の電子申告を行う際に、共通項目を一括で入力し、その後に個別項目を入力することで地方団体間の共通入力事務の重複排除を可能とする。

また、その申告の際に必要な各地方団体への電子署名について、一括付与を可能とする。

### ○ eLTAX受付時間の更なる拡大について検討【順次検討】

eLTAXの受付時間について、給与支払報告書の提出期間、所得税確定申告期間及び地方法人二税申告集中期間については土日も含み、8:30から24:00まで運用するなど順次拡大を図っているところ、更なる拡大について費用対効果や地方団体の意向等を踏まえて検討する。

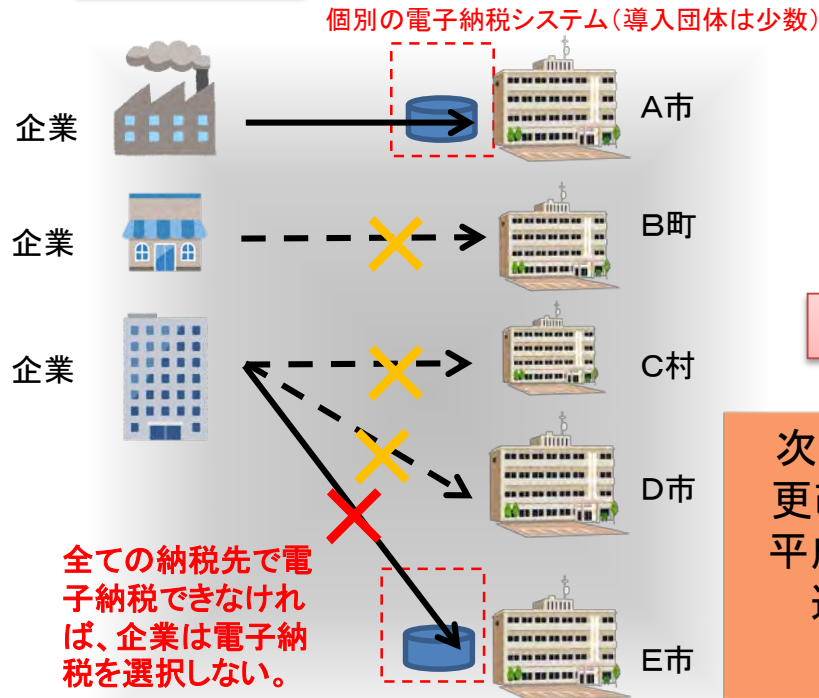
### ○ その他

- ・ 異動届出書提出時の利用者情報への自動反映【平成31年9月実施予定】
- ・ 利用可能文字の拡大【平成31年9月実施予定】
- ・ 利用満足度に係るアンケートを実施

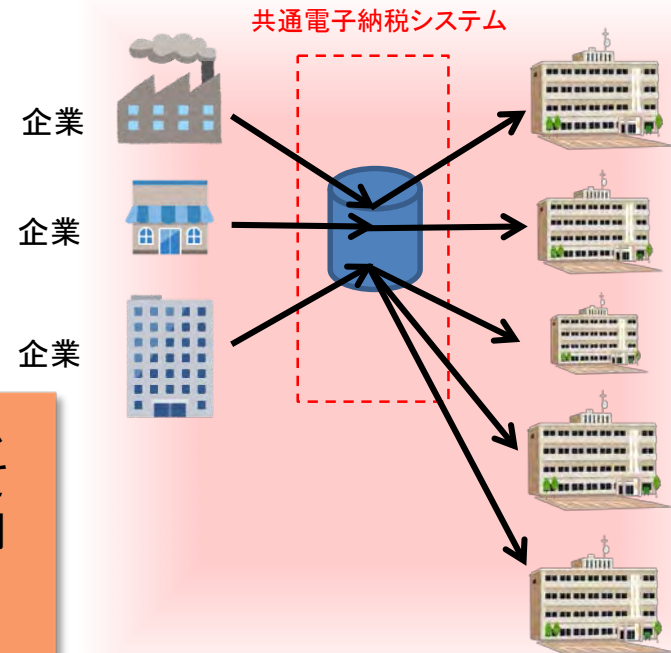
# 共通電子納税システム(共同収納)のイメージ

全地方団体が加入・運営しているeTAXを活用して、共通電子納税システムを導入  
⇒ ・企業は、全地方団体に対して電子納税可能に。  
・複数の地方団体への納税についても、一度の手続きで可能に。

## 現 状



## 共通電子納税システム



次期システム  
更改に併せて  
平成31年10月  
運用開始  
(目標)

○平成29年度与党税制改正大綱(抄)

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

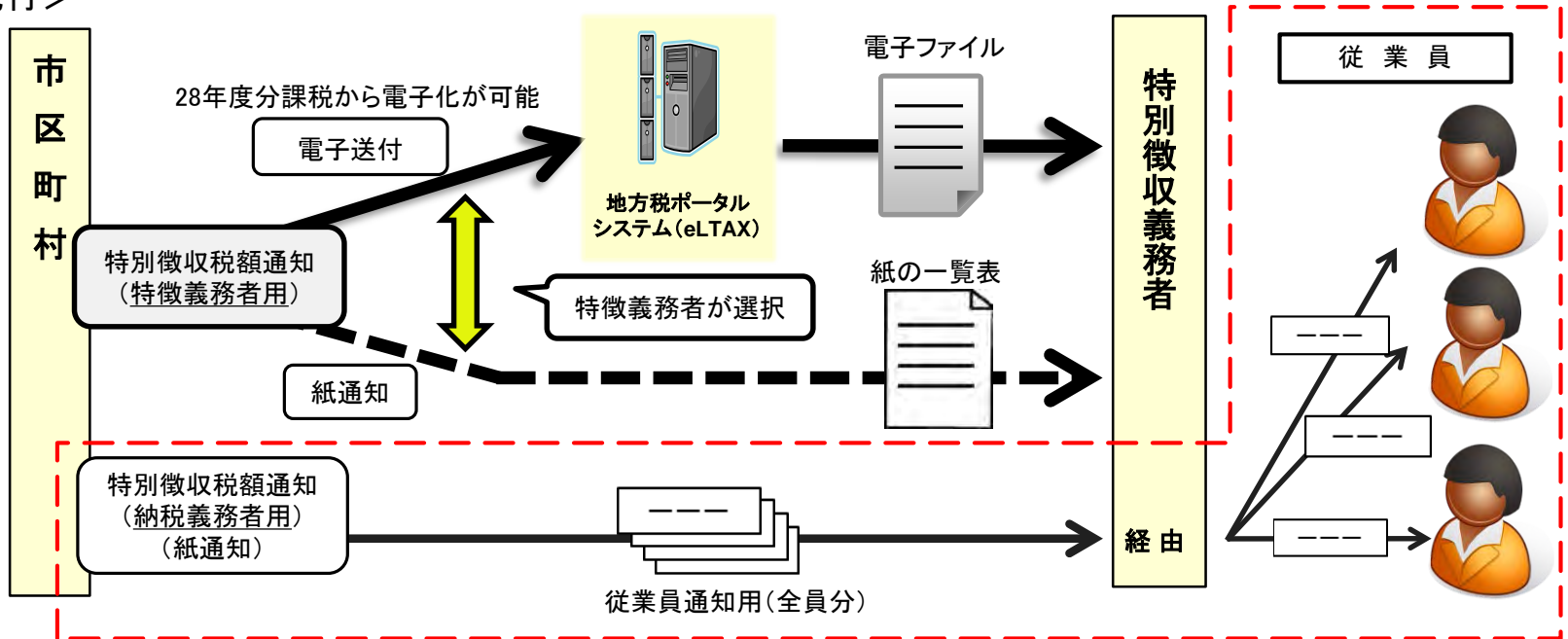
8 円滑・適正な納税のための環境整備

地方税における電子納税の推進のため、地方公共団体が共同で収納を行う方策について、地方公共団体の意向に十分配慮しつつ、検討を行う。

# 個人住民税における給与所得に係る特別徴収税額通知

○ 規制改革実施計画や経済界の要望等を踏まえ、特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化について検討中。

<現行>



## 「規制改革実施計画(平成29年6月9日 閣議決定)(抄)」

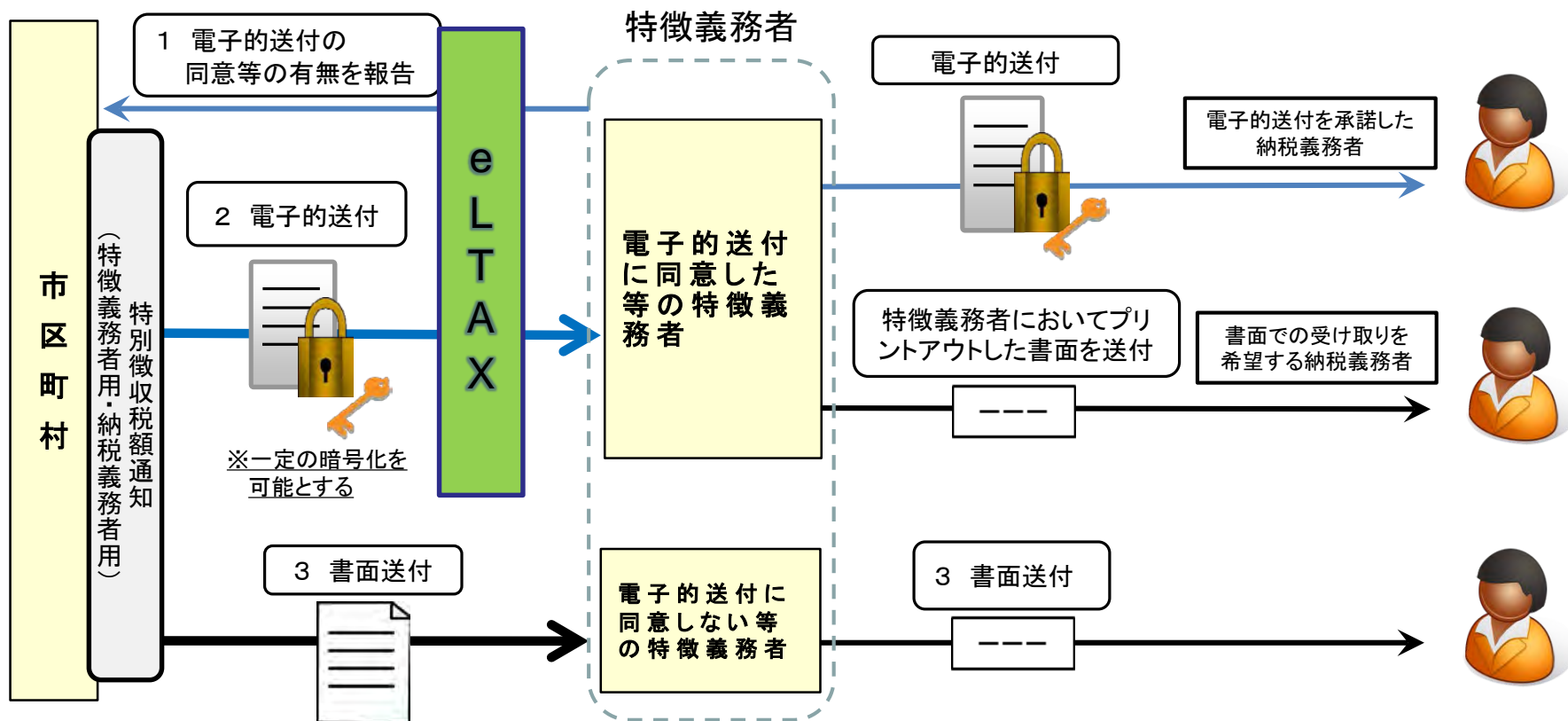
Ⅱ 分野別実施事項 - 5. 投資等分野 - (2)個別実施事項

① 税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化

NO.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	住民税の特別徴収税額通知の電子化等	<p>a 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の正本の電子交付を行っていない市区町村に対し、電子交付の導入の意義・効果に関する助言など電子交付の推進に必要な支援を行う。</p> <p>b 特別徴収税額通知(納税義務者用)の従業員への交付について、事業者の負担を軽減しつつ全体としての事務の効率化を図るため、事業者に電子的に送信して従業員が取得できるようにする、マイナポータルを利用して事業者を経由せずに従業員が取得できるようにするなどの可能性を検討し、できるだけ早期に結論を得る。</p>	<p>a:平成29年度以降継続的に実施</p> <p>b:平成29年検討、結論を得次第速やかに措置</p>	総務省

## 特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化を行う場合のイメージ(案)

1. 特徴義務者は、給与支払報告書提出時に電子的送付の同意等の有無を報告（特徴義務者単位）
2. 特徴義務者の同意がある等の場合には、特徴義務者に対し、eLTAXを通じて電子的に特別徴収税額通知を送付（通知について一定の暗号化を可能とする手法について検討）
3. 同意がない等の場合は、従来どおり、市区町村から特徴義務者を経由して納税義務者に書面で送付



1. 電子申告・電子納税の推進
2. **国税・地方税のデータ連携の推進**
3. マイナンバーの利活用



## 国税庁→地方団体

- **所得税確定申告書の国税庁から地方団体へのデータ送信**（平成23年1月～）  
→ 所得税確定申告書に記載されている所得金額等の情報を提供
- **法定調書の国税庁から市区町村へのデータ送信**（平成25年5月～）  
→ 国税庁に提出された法定調書のうち、利子・配当等の支払調書等の情報を提供
- **源泉徴収義務者情報の市区町村へのデータ送信**（平成29年6月～）  
→ 市区町村における特別徴収義務者の把握に資するよう、源泉徴収義務者の名称・所在地等の情報を提供



## 地方団体→国税庁

- **扶養是正情報等の市区町村から国税庁へのデータ送信**（平成25年6月～）  
→ 市区町村において有している所得控除や合計所得金額の変更に係る情報を国税庁に提供
- **市区町村で受理した所得税確定申告書の情報の国税庁への引継**（平成29年1月～）  
→ 市区町村において受理した所得税確定申告書の情報を国税庁に電子的に提供



※未対応の市区町村あり

上記のほか、以下の仕組み等の整備・検討に取り組んでいる。

- ・ 給与・公的年金等の支払報告書及び源泉徴収票の電子的提出の一元化（平成29年1月～）
- ・ 法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化（平成31年度実施に向けて財務省と検討中）
- ・ 法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除（平成31年度実施に向けて財務省と検討中）

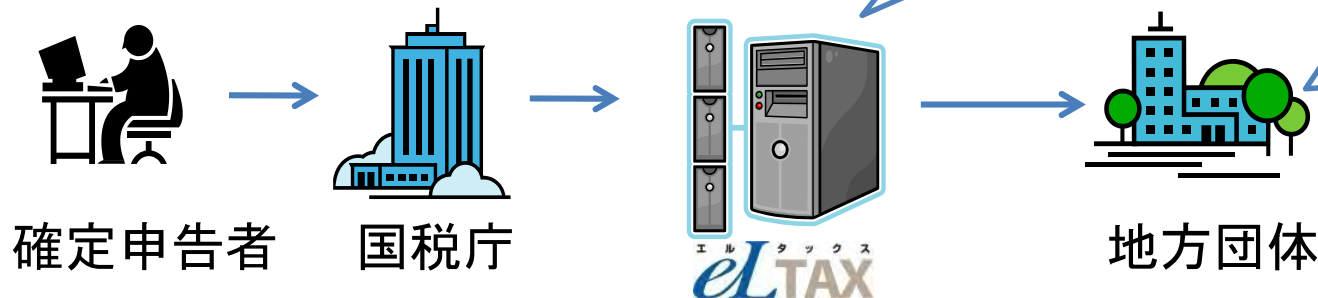
# 所得税確定申告書の国税庁から地方団体へのデータ送信のイメージ

①確定申告書の提出  
(電子申告(e-Tax)、紙申告)

②電子化されている確定申告書データをそのまま、電子的にポータルサイトへ送付

e-Tax申告分は、紙申告より早期に送付。市区町村の負担の大幅軽減。

③確定申告書等の情報を電子データで受取り、その情報を基に課税業務を行う



## ○ データ送信のスケジュール

イ e-Taxで申告された所得税申告書等

国税庁が受信した正常データは、受信日に送信する。

ロ 上記イ以外

(イ) 確定申告期

週次で送信する。

なお、期限内申告分の所得税申告書等のデータ送信は、4月上旬までに完了する。

(ロ) 通常期(上記(イ)以外の期間)

月次で送信する。

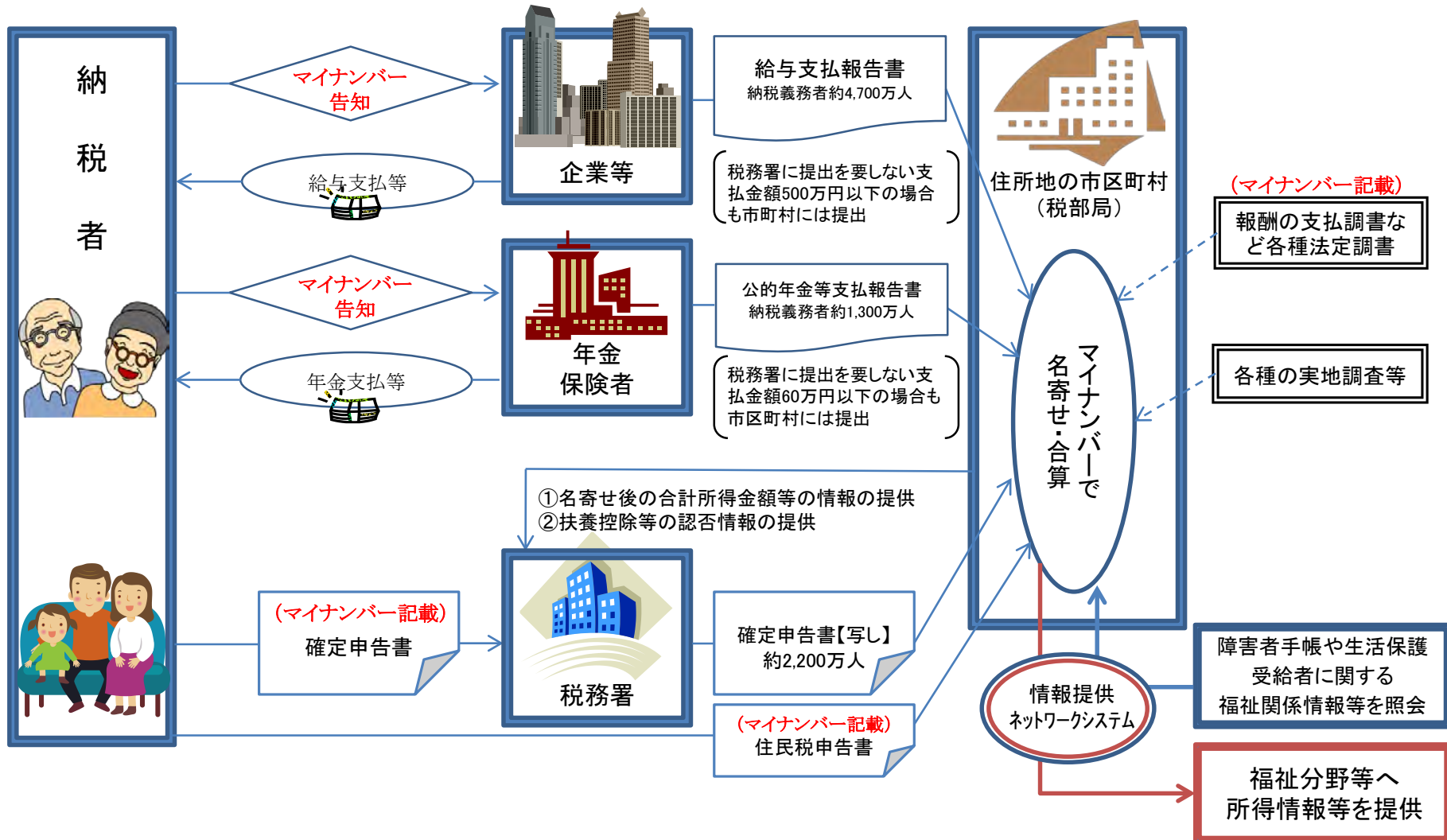
➡ 期限内申告分の所得税申告書等のデータ送信(平成28年所得分)は、e-Tax申告分は3月17日(木)、紙申告分は4月9日(日)に完了

※「国税庁から地方団体へのデータ送信件数のうちe-Tax申告分」は、H28:約1,760万件→H29:約1,880万件と増加

1. 電子申告・電子納税の推進
2. 国税・地方税のデータ連携の推進
3. マイナンバーの利活用

# マイナンバー制度で個人住民税に係る税情報を活用するイメージ

- 地方税分野では、確定申告書や住民税申告書の情報、給与支払報告書等の資料情報や、市区町村の有する住民情報等を、マイナンバーをキーとして名寄せ・突合でき、納税者の所得情報をよりの確かつ効率的に把握することが可能となる。
- さらに、当該所得情報等について、情報提供ネットワークシステムを通じて福祉分野等へ提供することが可能となる。



## 地方税当局が他の都道府県、市町村から情報提供を受ける事務

- 紙媒体等での照会により確認していた被扶養者の所得等の確認や、障害者手帳の持参により確認していた障害者減免の適用などについて、マイナンバー制度の導入後は、情報提供ネットワークシステムを通じて照会することが可能となる。

情報提供を受ける地方税分野での事務の具体例(※ マイナンバー法別表第二に規定)

税目	情報提供者	想定している具体的な事務	求める情報
個人住民税	都道府県知事	障害者控除の適用	障害者手帳に関する情報
	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報
	市町村長	家屋敷課税の判定	所得の額、障害者・未成年者・寡婦又は寡夫の該当の有無
		配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用	被扶養者等の所得の額、他の扶養親族となっていない旨等
固定資産税	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報
個人事業税	都道府県知事	障害者減免の判定	障害者手帳に関する情報
	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報

## 地方税当局が所得情報等の地方税関係情報を提供する事務

- マイナンバー法の別表第二において、情報提供を受ける事務として118の事務が規定され、そのうち57の事務に所得情報等の地方税関係情報の提供が規定されている（平成29年6月現在）。

### 所得情報等の地方税関係情報を提供する具体例

分野	提供先	具体的な事務
医療・介護 (健康保険)	全国健康保険協会、 健康保険組合	健康保険法による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務、高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
医療・介護 (国民健康保険)	市町村長、 国民健康保険組合	国民健康保険法による一部負担金の算定に関する事務、高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童福祉)	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童扶養手当)	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童手当)	市町村長	児童手当法による児童手当又は特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (介護保険)	市町村長	介護保険法による高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
労働等 (職業訓練)	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務



利用者負担の決定や給付の受給要件の確認について、課税証明書等の添付を求めることにより確認していたが、マイナンバー制度の導入後は、情報提供ネットワークシステムを通じて照会することが可能となる。



# マイナンバー制度の情報連携（本格運用）に伴い省略可能な書類の例 （平成29年9月時点：未定稿）

内閣官房資料  
（平成29年9月時点：未定稿）  
を基に総務省作成

申請項目	申請先	省略可能な書類の例	申請項目	申請先	省略可能な書類の例
保育園や幼稚園等の利用に当たっての認定の申請（子ども・子育て支援法）	市町村	障害者手帳※2	特別児童扶養手当の支給の申請 （特別児童扶養手当等の支給に関する法律）	都道府県・市町村	住民票
		生活保護受給証明書			課税証明書
		児童扶養手当証書			住民票
		特別児童扶養手当証書			課税証明書
児童手当の申請 （児童手当法）	市町村	課税証明書※1	障害児通所支援・入所支援の申請 （児童福祉法）	都道府県・市町村	生活保護受給証明書
		住民票※1			障害者手帳※2
奨学金の申請 （独立行政法人日本学生支援機構法）	日本学生支援機構	障害者手帳※2	障害福祉サービスの申請 （障害者総合支援法）	市町村	住民票
		生活保護受給証明書			課税証明書
		雇用保険受給資格者証			生活保護受給証明書
介護休業給付金の支給の申請 （雇用保険法）	ハローワーク	住民票	障害者・児に対する医療費助成の申請 （障害者総合支援法）	市町村	障害者手帳※2
		課税証明書			特別児童扶養手当証書
児童扶養手当の申請 （児童扶養手当法）	市町村	住民票	被保険者証交付の申請 （介護保険法）	市町村	医療保険被保険者証※3
		課税証明書			住民票
		障害者手帳※2			課税証明書
ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請 （母子及び父子並びに寡婦福祉法）	都道府県・市町村	特別児童扶養手当証書	保険料の減免申請 （介護保険法）	市町村	生活保護受給証明書
		課税証明書			住民票
		生活保護受給証明書			課税証明書
生活保護の申請（生活保護法）	保護の実施機関（都道府県・市等）	課税証明書	公営住宅の入居の申請 （公営住宅法）	都道府県・市町村	住民票
		雇用保険受給資格者証			課税証明書
		児童扶養手当証書			障害者手帳※2
		特別児童扶養手当証書			生活保護受給証明書

※1 平成30年7月以降省略可能となる見込みのもの。

※2 住所や氏名の変更の届出が行われていない場合等、提示が必要となる場合があります（当面の取扱いについては検討中）。

※3 国共済、地共済、私学共済、一部の健康保険組合等や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き被保険者証が必要になります。

（注）個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を必ずご確認ください。